

令和 7 年度 入札監視委員会議事概要

沖縄防衛局

開催日及び場所	令和 7 年 1 2 月 2 2 日 (金)
委員	矢吹 哲哉(委員長：琉球大学名誉教授) (五十音順) 堤 純一郎(琉球大学名誉教授) 原田 泰人(公認会計士) 山城 勝 (元沖縄県経営者協会常務理事)

I 沖縄防衛局が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和 7 年 7 月 1 日 ~ 令和 7 年 9 月 3 0 日		
審議対象件数	8 7 件		
1. 入札状況について (入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)			
抽出件数	7 件	(審議概要)	
建設工事	一般競争	2 件	・ 対象期間における契約状況、指名停止状況、低入札価格調査及び落札者決定の経緯等について説明。
	指名競争	1 件	
	随意契約	1 件	
建設コンサルタント業務等	4 件		
	意見・質問	回答	
	【建設工事】 一般競争入札方式 ・ シュワブ (7) 伐採等工事 (その 2) ○ 無効数が多い理由を確認したい。 ○ 伐採工事で伐採した樹木はどのように処分したのか。 一般競争入札方式 ・ シュワブ (7) 厚生施設等新設機械工事 ○ 予定価格が高額な案件にも関わらず、1 者応札となった	○ 入札参加者のうち複数の者が調査基準価格を下回って入札したため、施工体制の確認対象となり、追加資料の提出を求めたところ、提出を辞退したため、入札を無効としたものである。 ○ 現場でチップ化し袋詰めにして搬出した。 ○ 厚生施設のうち、搬送設備が米国内の団体の規定品とする仕	

経緯について確認したい。

- 確かにダクト工事が多いが、防衛局から米側に対し、ビル用マルチエアコンを使うとか提案できないのか。

随意契約方式

・陸自那覇（7）隊庁舎新設等建築その他追加工事

- 追加工事の金額が高額であるが随意契約をした経緯について確認したい。
- 前工事の入札段階で、追加工事は随意契約になるという情報は公表するのか。

【建設コンサルタント業務】

一般競争入札方式

・沖縄防衛局（7）防衛施設技術審査業務

- 契約内容について確認したい。審査業務となっているが今回の契約相手先以外にも当該業務を引き受け可能な業者がいるのか確認したい。
- 技術評価点で、配置予定技術者の経験及び能力その他の点数が低いのが、問題ないのか。

様であったことと、更には空調及び換気工事でダクト工事が非常に多く、協力会社の確保が難しかったことが要因と考えられる。

- 米側に提案はしているが、米国人は低温度・低湿度を好み、マルチエアコンでは湿度のコントロールが難しいため、このような全空気方式とする空調設備設計が主流となっている。

- 本工事の隊庁舎は、6階建て約1万5000㎡の建物であるが、予算の都合上、令和6年度の発注（以下、前工事という。）では1階の躯体部分までしか発注することが出来ず、構造物の耐久性の確保や責任分界点などの関係から、今回、前工事の業者と追加工事として、随意契約したものである。

- 前工事の公告段階で、6階建ての建物のうち、今回の工事は1階までで、2階以降は追加工事としてで発注するという情報を掲載している。

- 契約内容は、入札参加者から提出される技術資料等の確認・分析・整理であり、技術評価を行う上での補助業務である。契約相手先としては、参加要件を国、地方公共団体、又は特殊法人の発注する建設工事に係る技術審査業務実績としており、契約相手先以外でも受注可能である。

- 評価点が低くなった理由としては、配置予定技術者が実際に経験した業務が少なかったためであるが、本工事の入札申請時に競争参加資格要件は満たして

いることを確認しており、履行に問題ないと考えている。

一般競争入札方式

- ・シュワブ（R 7）陸上警備業務

○ 低入札価格調査結果について確認したい。また当該案件にかかる過年度の契約内容（予定価格、契約金額、応札者数、契約相手先、契約期間、低入の有無）についても確認したい。

○ 技術評価点は、警備の技能とかスキル以外に、配置力とかこれまでの経験や実績をトータルした得点か。

一般競争入札方式

- ・国頭（7）測量等調査

○ 名護事務所発注とあるが、どのようなときに名護事務所が発注するのか確認したい。

○ 応札者を見ると、ほぼ北部地区の企業だが、応札は北部地区限定なのか。

公募型プロポーザル方式

- ・シュワブ（R 7）水域生物等調査

○ 金額が高額であり、他に引き受け可能な事業者がいるのか確認したい。また業務を分

○ 低入札価格調査結果については、受注者の入札価格が調査基準価格を下回っていたことから低入札価格調査に必要な資料の提出を求め、当該価格での入札理由、入札価格の適切性、当該契約の履行体制及び各技術者の手持ち業務の状況、労務者の供給見通しなどを実際に聞き取りした結果、契約内容に適合した確実な履行が可能と判断して落札決定したものである。

○ 警備で求める資格要件以外の業務の経験や施工体制も確認して判断している。

○ 「沖縄防衛局の内部組織に関する達」において名護事務所の管轄区域における測量又は建設コンサルタント等業務については、予定価格が概ね1千万円未満と見込まれるものを発注できると規定している。
今回は、発注時点で予定価格が1千万円未満と見込まれたことから名護事務所で発注したものである。

○ 本件については、参加条件として、本社が北部地域に所在していることを条件として公告している。

○ 本業務は、公募型プロポーザルによる技術提案型であり、当初から関わっている業者が業務

	<p>割すれば参加者数が増えるのか確認したい。</p> <p>○ 仮に、ジュゴンの調査を外した場合、だいた見積もりは変わるのか。</p> <p>公募型プロポーザル方式 ・シュワブ（R 7）陸域生物等調査</p> <p>○ 金額が高額であり、他に引き受け可能な事業者がいるのか確認したい。また業務を分割すれば参加者数が増えるのか確認したい。</p> <p>○ 業務分割の件は、植物系と動物系を分けるとか、地域を分割して分けることは可能かもしれないが、動物は移動するので難しいだろうし、全域踏査すると二倍お金がかかる可能性も出てくると思うが、発注者としてどう考えるか。</p>	<p>に精通していること、水域生物調査のジュゴンの生息状況調査は小型飛行機などを用いて実施するため、チャレンジできる業者が少ないという実態があると思われる。</p> <p>また、業務を分割すれば参加者が増える可能性はあるが、良い提案が出されるのかは別の問題と考えている。</p> <p>○ 濁り監視調査の方がジュゴン調査より金額が大きく、海藻類の生育範囲拡大調査なども入っているのので、ジュゴンの調査を外したとしてもそれほど変わらないと考える。</p> <p>○ 本業務は、2社入札に参加しており、今回受注しなかった者も過去に受注した実績があり、他に引き受け可能な事業者は存在する。</p> <p>また、業務を分割すれば参加者が増える可能性はあるが、良い提案が出されるのかは別の問題と考えている。</p> <p>○ 重要な陸域生物の移動・移植と、陸域動物の調査、陸域の環境監視調査なので、その一部を分けるという可能性はあるが、その結果、経費が高くなる可能性もあるので、そういうことも加味して発注すべきだと考える。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p>	<p>なし</p>	

2. 談合疑義案件の処理状況について

<p>談 合 疑 義 件 数</p>		<p>0 件</p>	<p>(審議概要)</p>
<p>工</p>	<p>談 合 情 報</p>	<p>0 件</p>	
<p>事</p>	<p>点 検 結 果 疑 義</p>	<p>0 件</p>	
<p>業</p>	<p>談 合 情 報</p>	<p>0 件</p>	

務	点検結果疑義	0 件		/	
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等		意見・質問		回 答	
		なし		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし			
3. 入札結果の事後的・分析結果について					
審議概要		なし			
○委員からの 意見・質問 ○それに対する 回答等		意見・質問		回 答	
		なし		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし			
4. 再苦情処理（再説明請求回答）					
再苦情申立件数 （再説明請求件数）		総件数	0 件	(備考)	
建設 工事	一般競争（政府調達協定対象外）		0 件		
	指名競争		0 件		
	随意契約		0 件		
建設コンサルタント業務等※			0 件		
再苦情申立概要 （再説明請求概要）		申立日	件 名	契約方式	内容等
		/			
委員からの意見 ・質問、それに 対する回答等		意見・質問		回 答	
		なし		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし			

* 建設コンサルタント業務等の再苦情処理については、公募型プロポーザル契約及び簡易公募型プロポーザル契約方式を除く。

令和7年度 入札監視委員会議事概要（海上自衛隊）

開催日及び場所	令和7年12月12日（金） 沖縄防衛局 4階 講堂
委員	矢吹 哲哉(委員長：琉球大学名誉教授) （五十音順） 堤 純一郎(琉球大学名誉教授) 仲里 豪(弁護士) 原田 泰人(公認会計士) 山城 勝(元（一社）沖縄県経営者協会常務理事)

I 海上自衛隊が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日		
審議対象件数	2件		
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について）			
抽出件数	1件	（審議概要） ・ 対象期間における契約状況、指名停止状況、低入札価格調査及び落札者決定の経緯等について説明。	
建設工事	一般競争		1件
	指名競争		なし
	随意契約		なし
	意見・質問	回答	
○委員からの意見・質問 ●それに対する回答等	【一般競争】 ・ 補給科油脂庫その他屋根等補修 ○ 落札率が低いですが、業務が適切に実施されたか確認したい。	● 適切に実施されたことと確認している。契約後、監督官は仕様書で規定している着手届、施工計画表を契約相手方より速やかに提出させるとともに監督官は履行状況を随時確認した。 施工完了後、契約相手方より検査官等に対し、終了届を遅滞なく提出させるとともに記載内容の確認を実施した結果、業務は適正に施行されたことを確認した。なお、契約に際し、落札者の積算内訳の項目及び数量に漏れはなく、資材調達や労務者の確保計画にも問題がないことを確認した上で、当該業務を履行可能であると判断したため落札決定とした。	

II 契約実施機関が締結する契約（地方防衛局等が発注する建設工事等を除く。）に関する審議

審議対象機関		海上自衛隊	
審議対象期間		令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日	
審議対象件数		1,045件	
1. 入札状況について（入札参加資格の設定、落札者決定の経緯等について）			
抽出件数		6件	(審議概要) ・調達概要、競争参加資格の設定等について説明
地方調達等	一般競争	3件	
	指名競争	1件	
	随意契約	2件	
		意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ●それに対する回答等		<p>【一般競争】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LL牛乳（大）ほか（4月分～6月分） <p>○ 落札率が100%を超えているが、会計法上問題ないか確認したい。</p> <p>・内地米</p> <p>○ 米などの食料品は単価契約が一般的であるが、確定契約となった経緯を確認したい。</p> <p>・食器洗浄作業及び清掃作業等の委託</p> <p>○ 4月1日から役務提供を受けていると考えられるが、入札過程を確認したい。</p> <p>【指名競争】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別機動船25号 年次検査 <p>○ 指名競争入札を採用した経緯を確認したい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約決定後の発注総額の累計が契約予定総額を超過することが見込まれる場合の手続きは、「単価契約実施要領について（通知）」に規定されており、契約予定総額超過見込報告書において処置しているため、会計法上の問題はない。 ● 「予算決算及び会計令第80条」及び「海上自衛隊契約規則」第8条に基づき契約を締結。内地米消費量の変動が少ないため、発注数量を確定し総価による確定契約を実施した。 ● 令和6年4月1日より役務履行が必要となるため、令和6年2月28日から同年3月22日までの間入札公告を掲示し、同年3月22日に入札を実施した。 ● 艦船の検査は、「艦船の検査・修理等に係る契約の処理要領」に基づき、海上幕僚監部総

	<p>【随意契約】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さんま蒲焼き ほか <p>○ 食料品は競争入札が多いが随意契約とした理由を確認したい。</p> <p>○ 単価契約でない理由も確認したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えい船94号 年次検査 <p>○ 公募と記載あるが、その内容について確認したい。</p>	<p>務部長から示された指名リストに掲載された造船所に対し、「公募手続及び企画競争の実施要領について（通知）」により参加意志の確認を行った結果、参加希望のあった2社による指名競争入札を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 金額が安価なため少額随意契約を実施した。（予決令第99条第3号） ● 発注数量が確定していることから、総価による確定契約とした。 ● 「艦船の検査・修理等に係る契約の処理要領」に基づき、「令和6、7、8年度支援船等の定期検査、年次検査及び中間修理並びに臨時修理の契約希望者募集要項（公募）」により指名リストに掲載された造船所に対し、参加意思の確認を行った結果、参加希望のあった1社と随意契約を行った。 <p>公募に示す条件は、次のとおり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①艦船の検査、修理能力を有する者 ②警備区域内に修理基板を有し、検査、修理に必要な技術、機械器具又は生産設備等有する者 ③自衛艦工作基準等に基づき工作ができる者 ④秘密に属する文書、図面及び物件を保管できる設備を有し、秘密を取り扱う関係者については、秘密保全上支障のないことを確認した者を充てることができる者としている。
--	--	---